

「特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領－介護職種の基準について－」より抜粋

第2 技能実習を行わせる体制に関するもの

(1) 技能実習指導員に関するもの

<p>【関係規定】</p> <p>規則第12条</p> <p>ニ 技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であつて、修得等をさせようとする技能等について五年以上の経験を有し、かつ、次のいずれにも該当しないものの中から技能実習指導員を一名以上選任していること。</p> <p>イ 法第十条第一号から第七号まで又は第九号のいずれかに該当する者</p> <p>ロ 過去五年以内に入出国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者</p> <p>ハ 未成年者</p>
<p>告示第2条 介護職種に係る規則第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 技能実習指導員(規則第七条第五号に規定する技能実習指導員をいう。次号において同じ。)のうち一名以上が、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者であること。</p> <p>二 技能実習生五名につき一名以上の技能実習指導員を選任していること。</p>
<p>解釈通知</p> <p>第一</p> <p>ニ 技能実習を行わせる体制について(告示第2条)</p> <p>1 技能実習指導員について(告示第2条第1号)</p> <p>告示第2条第1号に規定する「その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 修得等をさせようとする技能等について五年以上の経験を有することに加え、三年以上介護等の業務に従事し、実務者研修を修了した者であつて、申請者が技能実習指導員としての適格性を認めたもの・ 看護師、准看護師の資格を有する者

- 技能実習指導員は、介護等の技能等について五年以上の経験を有する者の中から、技能実習生5名につき1名以上選任している必要があります。また、そのうち1名以上は介護福祉士や看護師等の一定の専門性を有すると認められる者である必要があります。

※「特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領」全文は、以下のURLを参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html>